旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年２月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ノーザンスピリッツ有限会社　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－344号　④ノーザンスピリッツ有限会社　札幌市手稲区富丘５条６丁目１番16号　取締役　浅井和夫　⑤本社営業所　札幌市手稲区富丘５条６丁目１番16号　⑥平成８年３月29日　⑧平成30年１月10日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市手稲区富丘５条６丁目１番16号　ノーザンスピリッツ有限会社　取締役　浅井和夫

Ｂ　①ＬＥＯ　ＴＯＫＹＯ株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7373号　④ＬＥＯ　ＴＯＫＹＯ株式会社　東京都豊島区北大塚三丁目33番12号　代表取締役　尹麗麗　⑤本社営業所　東京都豊島区北大塚三丁目33番12号恵ビル１Ｆ　⑥平成29年５月25日　⑧平成30年１月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区北大塚三丁目33番12号　ＬＥＯ　ＴＯＫＹＯ株式会社　代表取締役　尹麗麗

Ｂ　①株式会社リアルネット　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－817号　④株式会社リアルネット　神奈川県秦野市元町５－30　代表取締役　山縣泰造　⑤本社営業所　神奈川県厚木市栄町１－10－１－605　⑥平成15年５月29日　⑧平成29年10月31日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県秦野市元町５－30　株式会社リアルネット　代表取締役　山縣泰造

Ｃ　①株式会社ホテルメトロポリタン長野　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－604号　④株式会社ホテルメトロポリタン長野　長野県長野市大字南長野字石堂東1346番地　代表取締役社長　杉山起良　⑤本社営業所　長野県長野市大字南長野字石堂東1346番地　⑥平成29年11月28日　⑨平成30年１月24日　⑩1100万円　⑪長野県知事　⑫長野県長野市大字南長野字石堂東1346番地　株式会社ホテルメトロポリタン長野　代表取締役社長　杉山起良

Ｂ　①有限会社三和トラベル　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－1669号　④有限会社三和トラベル　大阪府高槻市南平台五丁目45番８号　代表取締役　中西雅明　⑤本店　大阪府高槻市南平台五丁目45番８号　⑥平成７年12月14日　⑧平成30年１月５日　⑩1100万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府高槻市南平台五丁目45番８号　有限会社三和トラベル　代表取締役　中西雅明

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成30年２月13日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ニッテル（トラベルコム）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6644号　④株式会社ニッテル　東京都港区芝大門二丁目３番５号　代表取締役　菊地田郎　⑤本社営業所　東京都港区芝大門二丁目３番５号　⑥平成25年５月２日　⑦平成30年１月５日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ツーリストハタノ　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３－186号　④幡野昌子　甲州市塩山下於曽1384－２　⑤本社営業所　甲州市塩山下於曽1384－２　⑥平成６年２月１日　⑦平成29年10月16日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社マロニエツーリスト　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－573号　④有限会社マロニエツーリスト　矢板市館ノ川275番地１　清算人　大川勝　⑤本社営業所　宇都宮市塙田１－１－20　⑥平成14年４月15日　⑦平成29年12月18日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①のじぎく観光株式会社　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－98号　④のじぎく観光株式会社　神戸市北区淡河町北僧尾160番地　代表取締役　杉浦幸男　⑤本社営業所　神戸市北区淡河町北僧尾160番地　⑥昭和41年９月８日　⑦平成30年１月９日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①アオキトラベルサービス株式会社　②第２種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第２－302号　④アオキトラベルサービス株式会社　静岡市清水区入船町14番12号　代表清算人　大多和利幸　⑤本社営業所　静岡市清水区入船町14番12号　⑥平成元年４月６日　⑦平成30年１月９日　⑧220万円　⑨1100万円